

| | | | | | |
|-------|-------------------------------|---|---|--------------------------|-----------------------|
| 会議 | 世田谷区福祉有償運送運営協議会 (令和4年度第2回) | | 日時 | 令和5年2月8日(水)14時00分～16時28分 | |
| | | | 会場 | デイホーム世田谷 地下会議室1 | |
| 協議会委員 | 出席者 | 吉村(株式会社 グリーンキャブ) 吉田(さくら介護タクシー) 小林(NPO法人 自立の家) 門井(関東運輸局東京運輸支局運輸企画専門官) 久我(関東旅客自動車交通労働組合連合会東京地方連合会) 浅岡(NPO法人国世田谷ミニキャブ区民の会) 鬼塚(NPO法人ハンディキャブを走らせる会) 相川(世田谷ケアマネジャー連絡会) 有馬(世田谷区保健福祉政策部次長) 杉中(世田谷区高齢福祉部高齢福祉課長) 外山(世田谷区道路・交通政策部交通政策課交通企画担当係長) 山田(世田谷区障害福祉部障害者地域生活課長) 会長 12名 | 説明者 櫻井(NPO法人ハートフルかみんぐ) 藤本(NPO法人国際福祉環境推進機構) 宇津木・石井(NPO法人ヒューマンハーバー世田谷) 御園生・井坂(NPO法人 はあと世田谷) 4事業者 | 傍聴者 0名 | 事務局 中村・井上・板井 3名 |
| | | 欠席者 | | | |
| | 出席者合計 22名 | | | | |

1. 開会(会長)

【山田会長】

- ・令和4年度第2回世田谷区福祉有償運送運営協議会を開会する。
- ・本協議会は13名で構成され、本日は12名が出席。「世田谷区福祉有償運送運営協議会設置要綱」第6条に定める過半数の要件を満たしているため、本会は成立する旨を報告。
- ・出席委員の紹介。
- ・障害者地域生活課長(山田)が会長として議事進行を行う。

2. 傍聴の確認・個人情報の取扱い

【山田会長】

- ・開催通知に一部変更があり、ヒューマンハーバー世田谷の料金改定の協議を追加で行う。
- ・本協議会は公開、会場内後方に傍聴席を設置。傍聴者の写真撮影、録音は禁止。また、議事の妨げになるような場合には退場させる場合あり。事務局は議事録作成のため速記にて記録を残し、録音する。議事録については、委員の個人名を入れたものを記録として残し、区ホームページ等で公開する。

3. 資料の確認について

【事務局 中村】

・次第に記載のあるとおり、事前送付の資料として

(1) 世田谷区福祉有償運送運営協議会設置要綱

(2) 世田谷区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(3) 団体一覧

(4) 関係法令の資料

①福祉有償運送の登録に関する処理方針について（国自旅第317号）

②自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて（国自旅第144号他）

③地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン（国自旅第161号他）

(5) 資料1 世田谷区の移動困難者の状況について

(6) 資料2 法人の福祉有償運送事業の要件確認表

(7) 資料3 比較表（各法人とタクシー事業者の運送の対価等の比較表）

(8) 資料4 更新資料一式（様式第2-2号他）

以上を事前に送付。資料4の一部は席上配布。

4. 道路運送法施行規則改正概要について

【門井委員】

令和4年10月1日に改正された道路運送法施行規則のうち、主に運行管理制度の改正について説明する。改正のポイントは（1）道路交通法上の安全運転管理者の選任義務の対象から除外されたことに伴い、新たに道路運送法上で運行管理の責任者の選任義務が設定されたこと、（2）道路交通法上の選任義務が外れたので、運行管理の責任者の業務が拡充したこと、（3）自家用有償旅客運送自動車を5両以上配置する事務所が「特定事務所」と定義されたことである。

改正の概要であるが、まず特定事務所については運行管理の責任者に追加された業務と特定事務所において追加された業務の内容はほぼ同一の内容となっており。運行管理の責任者として、また特定事務所としてしっかりと運行管理をやってくださいという趣旨の改正となっている。もともと安全運転管理者の義務で課していたものと同様なので、移管されたイメージである。

また、アルコール検知器を用いた検査を行うことが業務として追加されたが、半導体の不足の影響や社会情勢を鑑み、当面の間適用しない取扱いになっている。そのため、検知器を急いで用意する必要はないが、具体的な期日が示されれば改めて案内させていただく。なお、検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無または濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とし、この条件がクリアされていれば高価なものでなくて良い。あわせて自家用有償旅客運送関係の通達も改正されており、検知器にかかる費用を対価に転嫁できるという取決めとなっている。

次に、特定事務所の運行管理の責任者は道路運送法上で規定されている一般講習の受講の義務が課されることになった。一般講習は基本的には2年ごとに受ける必要がある。現在、制度の移行時期なので、令和4年3月31日までの間に選任された運行管理の責任者は令和6年3月31日までに一般講習を受講し、一般講習を受講した日

の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受講する義務がある。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に道路交通法に基づく安全運転管理者の講習を受講したものは、一般講習を受講したものとみなす。この一般講習だが、国土交通大臣から認定された団体が行うものを受講する必要がある。一般講習実施団体一覧を載せているのでこの中から選び、旅客かハイタクの区分けで受講をお願いしたい。

次に、「福祉有償運送に係る運営協議会における協議にあたっての留意点等について」の一部改正については、ポイントとして1つ説明する。運送しようとする旅客の範囲について、という項目が改正になっており、改正前は登録日において該当する者がいない区分については申請できない規定を、該当する者がいない区分でも地方公共交通会議等で協議が調っている場合は申請できるという内容に変更になっている。そのため、旅客の範囲は、今まで該当しない区分でも今後増える可能性がある等の理由があれば協議し、協議が調べばその区分についても申請できる。旅客の範囲については変更登録となり、協議が必要なため、頻繁に変更になる場合は全部登録しておくのも問題ないと思われる。

次に運行管理の責任者の規定について、これまで明確化されていなかった道路運送法施行規則第51条の17第3号の規定を明確化した。自動車の運転管理に関し1年以上の実務経験を有する者かつ一般講習を修了した者ということになり、第3号に規定するかを確認したい場合は個別に相談してほしい。運行管理の責任者の資格自体に変更はなく、安全運転管理者の選任義務から外れたが今まで安全運転管理者に選任されていた方が困るため、引き続き安全運転管理者の資格を有する方も選任できる。

最後に自家用有償旅客運送の処理方針についての一部改正について、道路運送法施行規則の改正概要とほぼ同一の内容になっている。

【吉村委員】

今回の改正はいつから適用されるのか。

【門井委員】

令和4年10月1日から施行のため、今回の更新登録団体についてもすでに適用しなければならないが大きく制度が変わったのは特定事務所なので、車両が4両までの団体は大きく改正されることはないが、車両を5両以上配置する特定事務所の団体はこの内容をほぼ適用させなければならない。

5. 世田谷区における福祉有償運送の必要性について

【事務局 中村】

「資料1、世田谷区における移動困難者の状況について」説明する。こちらは冒頭にも記載している通り、世田谷区での福祉有償運送の必要性を協議判断するために、各種のデータをまとめた基礎資料である。

(1) 高齢者人口については、総人口は、91万5439人、65歳以上の方は、18万6734人。65歳以上の方の総人口に占める割合は20.4%となっている。

(2) 介護保険の要介護認定者数について、合計41,830人となっており、その中で、予約料・迎車料補助券、ストレッチャー料免除券の対象となる方々は、要介護3から5の方、1万5145人になる。

次に「2. 世田谷区における障害者の状況」であるが、(1) 障害者数については、3

万 9726 人となっている。そのうち、身体障害者手帳の所有者の種別については（２）のとおり、視覚障害者等の所有者等を記載している。

次にタクシー券の対象要件の対象者として、障害種別ごとにて手帳所持者数を記載している。合計は、重複も含めて 1 万 4970 人が対象となっている。

次に「3. 世田谷区における外出支援事業」についてであるが、世田谷区における外出支援事業の内容と実績を示している。福祉タクシー券、自動車燃料費助成制度、予約料・迎車料の補助券、ストレッチャー料免除券ともに、令和元年度から 3 年度についてのコロナの影響もあって、受給者数、決算数に、増減がある状況である。

また、福祉有償運送団体への支援についても、団体数と補助金額の推移を記載している。

次に「4. 福祉有償運送の状況」について説明する。福祉有償運送の旅客の範囲は、資料にある通り、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの該当者で、単独で公共交通機関を利用することは難しい方を対象としているが、福祉有償運送の該当となる移動困難者をすべて把握することは非常に難しいところではある。

資料で示した区内の状況に基づいて、（１）表を作成した。この表では全体数で 7 万 2160 人いるが、1027 人が福祉有償運送を利用していることになる。ただし、対象者全体には移動困難者でない方も含まれている。障害者の手帳所持者と介護保険の認定者の重複もあり、実際に対象者の全体の数字はもう少し少ないものになると見込んでいる。

（３）世田谷区の福祉有償運送団体の推移には、団体における会員数や移送回数の推移を載せている。こちらの表より、各団体においては、一定程度の会員登録者を有しており、輸送回数もそれなりに数が多い状況である。利用目的については、透析を含めた通院や通所といった、決まった時間で定期的かつ継続的な利用が 8 割を超えているという状況である。

最後に、「5. 世田谷区における福祉有償運送の必要性」については、先ほども述べた通り、移動が困難な方の推計が大変難しいところではあるが、障害者手帳の所持者から介護保険該当の年齢の方を引くと、移動困難者は約 4 万 8000 人となり、そのうち、福祉有償運送団体を利用されている方は約 2.1%と考えている。また、利用目的は通院、通所といった定期的かつ継続的な利用となっている。UD タクシーや介護タクシーが増えてきているが、これらの需要に対しては、福祉有償運送もサービス供給の一端を担っているということが見られる。このような状況を踏まえると、世田谷区においては引き続き、福祉有償運送は必要があると考えている。

【山田会長】

質問はあるか。

【吉村委員】

移動困難者の人数を特定するのは難しいというのは重々理解しており、現状の福祉有償運送を利用している人は確かにいて、その方々は移動困難者であることは間違いないので必要性はあるというお話で前回の更新時も協議に入るということについて納得した。

しかし、世田谷区は移動困難者と思われる人が存在する範囲を示し、その中に移動困難者がどれくらいいるかは分からないと言っているにもかかわらず、範囲にいる人全員を移動困難者として推計し、福祉有償運送利用者 985 人は全体の 2.1%としている

のはおかしい。これでは移動困難者の2.1%しか満たしていないということになる。どれくらいいるかは分からないが、少なくとも福祉有償運送を利用している985人は移動困難者と考えられる、というのが正しいのではないか。

【事務局 中村】

表現の仕方がうまくなく申し訳ない。ご指摘の通り、985人の方は確実に移動困難者ということをおっしゃっており、ゆえに福祉有償運送の必要性があるということなので、次回から訂正する。

【吉田委員】

透析患者の送迎をやっているからわかるが、行きは自分で歩いてくるが、透析後は相当疲れて従業員が腕をかけるようにして送迎している。このようなケースもあるので、私は推計の数字で良いと思う。

【山田会長】

ほかに意見がなければ次に進む。

5. 登録更新の協議について

【山田会長】

登録更新と料金改定について4団体の協議を行う。福祉有償運送協議会は設置要綱により、地域での福祉有償運送の必要性や、旅客から収受する対価その他、福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項、そういったものを協議する場となっている。

順番は次第記載の通り。

委員の方々には、それぞれの立場から、有償運送に関するご意見等を述べるようご協力をお願いします。各団体は登録更新の場合は事業概要の説明と、前回実施した運営協議会で共通で質問のあった4点、1点目、出庫・帰庫時の運転者の体調確認、アルコール検査、2点目、運転者の健康診断の受診状況、団体としての状況の把握と管理方法、3点目、事故の有無、事故発生時の団体の情報の共有、4点目、車内の表示、運転手の方の氏名、あるいは料金などの掲示についても併せて説明をお願いしたい。料金改定の場合は料金改定の内容と理由の説明をお願いしたい。

まず事務局より法人からいただいた書類の内容について説明をする。

【事務局 中村】

各団体より提出された資料4の自家用有償旅客運送の更新登録の申請書については、国土交通省への申請前ということで、日付や押印がないものもあるがご了承いただきたい。

それでは、各団体の更新の団体の概要について説明する。資料2「法人の福祉有償運送事業の要件確認表」にあるとおり、今回の3団体の更新の期限は、5月と9月になっている。

運送の区間は世田谷区を発着するという区域になっている。

使用車両については2台から15台、いずれも車いす車を所有している。

運送しようとする旅客範囲について、登録人数85名から392名、主な対象は身体障害者、それから要介護認定者が多く占めている所である。

運送区域ごとの対価の額について、算出方法は3団体とも出庫から帰庫、運転者は4名から20名である。

令和3年度の実績は運行利用の実人数は60名から231名、運行数は2058から7425トリップであった。

続いて、旅客から収受する対価の水準について説明する。資料3「比較表」で各法人には、それぞれ二つの事例を用意していただき、各法人の対価と、タクシーの運賃の対価の比較ができるものを用意してある。タクシー運賃・料金の算出については、昨年11月14日に料金改定をした特別区、武三交通圏のタクシーの普通車・上限料金を参考にしている。

なお、単価については、以前お配りしている資料144号「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取り扱いについて」に記載があるが、運送の対価は、当該地域におけるハイヤーを除くタクシーの上限額の概ね2分の1の範囲内であることとなっている。ただし、地方公共交通会議等、つまり当運営協議会において整った協議結果に基づいて2分の1を超える運送の対価を設定することも可能であるとの記載がある。

【山田会長】

それでは、まず「ハートフルかみんぐ」の更新について協議を行う。

■ハートフルかみんぐ

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

- ・世田谷区喜多見に主たる事業所があり、瀬田にも事業所がある。
- ・昨年度は約2,500トリップで、人工透析等での通院や障害児の送迎、社会参加での利用が多い。
- ・体温測定を義務付け、励行している。利用者で発熱があった場合も、PCR検査等で陰性がでるまでは運行を休んでいる。
- ・アルコールチェッカーも用意している。
- ・運転手はみな年配のため健康診断は定期的に受けており、互いに申告し合うことで状況は把握している。
- ・大きな事故はここ数年ない。
- ・車内掲示はしていないが、初めての方には名刺と顔を見せての紹介を行っている。料金が記載されたパンフレットを車内に置き、質問があれば即答するよう心掛けている。

【山田会長】

ご意見、ご質問等あるか。

【門井委員】

櫻井様が運転する時の点呼はどうしているか。また、こちらで把握している住所と資料に記載されている住所が異なるが変更したのか。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

自分の検温と前日に飲酒した場合はアルコールチェッカーで確認し行くかどうか決める。また、事務所は10年くらい前に移転し、運輸局へ軽微変更届を出している。

【門井委員】

点呼は客観的に見て担保が取れる部分もあるため、ご自身が運転する場合は代わり

の人に点呼をとってもらいたい必要があると思う。自分が気が付かない部分に気づくという可能性もあるため、深夜帯の緊急時は少なくとも電話点呼をしてもらい、出庫するようお願いしたい。事務所の住所変更の届出についてはこちらで確認するが、申請に来られた際に改めて確認する場合もあるのでご承知おき願う。また、もうすぐ車検の更新を迎える車両があるが、運輸局に更新登録の申請をする際にはなるべく更新後の車検証でいただきたい。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

了解した。

【門井委員】

運送しようとする旅客の範囲は、全て該当としているが、範囲に変更はないか。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

変更はない。

【吉村委員】

会員はどのように集めるのか。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

直接本人から電話がかかってくる場合や、施設からの要請、他者からの口コミ等で電話がかかってくることが多い。その後自宅を訪問したり、詳細を聞いたうえで会員になってもらう。入会金や年会費がないため、会員が多いと考えている。ただ、同じ世田谷区でも、遠隔のところにお住まいの場合は近くの団体を紹介している。

【吉村委員】

施設や個人が直接電話をし、会員になる、ということですね。次に苦情体制について、運転者が苦情処理責任者及び苦情処理担当者になっているが、業務内容に対して苦情が来るため、苦情の受け方としてあまり良くないのではないか。現場に顔を出さない人に変えることはできないのか。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

予算内かつ少人数でやっている為、運転手で代行している。私自身苦情は受けたことがない。もし苦情があれば区に言うのではないか。過去に区に苦情を言われたことが1件あった。

【吉村委員】

了解した。アルコールチェックの機械は実際にもっているか。0.01でも出れば運転は駄目というのは知っているか。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

2台だが持っている。0.01でも出れば運転はしない。

【吉村委員】

了解した。料金の比較表の2番目の設問について、法人の典型的な例として、目的地へ行って120分待機して帰ってくる、ということで料金を算出しているが、タクシーをこのような使い方はせず、片道ずつタクシーを呼ぶのが普通なので、比較としては適正ではない。これは意見だが、タクシー運賃と比べるのであれば、タクシー運賃は行きと帰りを別々で算出し、福祉有償運送の料金と比較するのが相当である。そうしたうえで、福祉有償運送の方が高くなるのであれば、タクシーと違い待機しなければならないから、と言う方が現実的だと考える。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

タクシー会社では異例かもしれないが、それは極めてよくある例である。典型的な業務内容を設例として記載したままで、1つ目の設問であれば、タクシー会社にとっても現実的で、こちらにとってもよくある事例なので、そちらで議論してもらえれば良いと思う。

【吉村委員】

了解した。現在運転手4名ということですが、人数はこれから増える予定か。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

過去はもっと多い時期もあったが、コロナの影響で一時期落ち込んだ時期があった。現在4名まで回復した。今後については特定事務所の話伺っていると人数や台数を増やすのは難しいと思う。

【吉村委員】

ネット上に、特定非営利活動法人ハートフルかみんぐという名前で運転手の募集がされており、利用者は自立の方とか、業務委託とかが書かれているが、これはこちらのハートフルかみんぐの広告なのか。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

求人広告を出した覚えもないため、わからない。

【吉村委員】

そうであるなら、早急に消してもらった方が良いのではないか。

【門井委員】

利用者が自立の方となると福祉有償運送の業務の範囲外となるので、早急にご対応いただきたい。

【ハートフルかみんぐ 櫻井氏】

承知した。

【山田会長】

他に意見が無ければ、是正しなければならないところについては団体の方で早急にご対応いただくこととし、更新については協議会として協議が整ったということによるしいか。

【全員】

了承。

【山田会長】

次に、「国際福祉環境推進機構」の更新について協議を行う。

■国際福祉環境推進機構

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

- ・2002年4月1日から事業をスタートし、事業歴は22年になる。
- ・法人の所有車両は2台で車いすが対応できる車両になっている。
- ・運転者は4名おり、このうち第一種免許取得者が3名、第二種免許取得者が1名である。
- ・2022年度のスタート時の会員数は、障害のある方16名、要介護の方51名、要支援の方16名、その他の方2名の85名だったが、本日時点で93名と若干人が増えてい

る状況である。

- ・金額については記載の内容のとおりで、令和3年度の実績については利用総数が60名、トリップ数は2058トリップだった。
- ・出庫時の健康確認について、代表者本人が出庫の際は家族が確認しており、無理に出庫することはない。利用者の体調については、当日ご家族又は本人への確認をしている。
- ・アルコールチェッカーは所有車両2台に積んでおり、運転者が出発時に各々確認をしている。
- ・運転者の健康診断については、年1回の区からの勧奨に基づく受診と概ね半年に一度それぞれのかかりつけ医での受診を行っている。
- ・コロナの検査も週2回の抗原検査と週1回のPCR検査をしている。
- ・料金についてはパンフレットでの車内掲示をしており、利用者にはパンフレットを手渡しして説明もしている。
- ・例年2,000トリップくらいで推移していたが、今年度は1,700トリップを切る見込みで、その要因として考えられるのは、コロナの中で、福祉有償運送を利用せず、身内で通院の手伝いをするというような利用者側の安全性の確保への意識の変化が考えられる。固定費やガソリン代等の物価高騰の中でありながら利用する方が減っている状況を見ると、来年は1年を通じて難しい年になると感じており、予算組みをよく考えていく必要がある。

【山田会長】

ご意見、ご質問等あるか。

【門井委員】

運行管理の責任者の代行者として岡崎氏の名前が入っているが、先ほどの話では山本氏が運行する際、ご家族が点呼を行うとのことだが、どちらが点呼をとるのか。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

運行管理責任者の代行者である岡崎氏が行うということで良い。

【門井委員】

了解した。また、旅客の範囲はすべて登録するということが良いか。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

お願いしたい。

【門井委員】

了解した。あと、添付書類の中で、運転免許証の有効期限が不鮮明なものや役員名簿の後ろについている「社員のうち10人以上の名簿」というものがあり、内容についてあとで教えてほしい。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

了解した。

【吉村委員】

こちらの法人は送迎業務が中心のようだが、会員はどのように集めているのか。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

一番多いのはロコミで、代表者の方に直接連絡があり、ご家族の方から介護の度合いや介護認定の状況、個人情報等を聞いたうえで登録をしている。場合によっては状

況を見に行っている。

【吉村委員】

資料に添付されているチラシを配布しているとのことだが、高齢者・障害者の皆様が安心して利用できる低価格移送サービスといった記載があり、移動困難でない方も電話をしてくる可能性もあってターゲットが絞れない気がする。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

そのように見られる方もいるかもしれないが、登録上必ず要介護の認定状況等を見ているので、認定のない方等を登録することはない。

【吉村委員】

了解した。次に、登記簿の中に福祉移送サービスという業務が全く入っておらず、福祉の増進を図る活動、という記載が一番近いが、具体的に福祉有償運送をやるということが登記上ない法人なので更新するのはいかがなものか。他の法人は、法人設立の目的として移送のサービスを入れ、それをやるために法人を設立している。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

確認させてほしい。

【吉村委員】

もう一点、コロナが始まったところから、運営が大変だという中で、平成 31 年度の事業報告にはイベント費で 190 万円計上されている。福祉有償運送に関連するイベントだと思うが、どのようなものなのか。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

分からないので、あとで確認しておく。

【浅岡委員】

登記の関係で更新の条件をクリアできるかどうか絞って議論すべきではないか。

【鬼塚委員】

国際福祉環境推進機構の定款の中に、高齢者・身体障害者の通院介助等移送サービスと書いてあり、ずっとこれを使っている。

【山田会長】

定款に位置づけがされていれば問題ないのではないか。

【浅岡委員】

登記簿の福祉の増進を図る活動に関連付けて定款で具体的に記載し補完しているのだと思う。これで今まで何回も更新をしてきているので、今になって更新できないということにはならないのではないか。

【山田会長】

浅岡委員の言う通り、定款に移送サービスが入っているので福祉の増進に関する項目の1つと読めなくはない。

【門井委員】

対外的に会社が何をしているのかという目的が登記されていないということが、団体に不利な事故やトラブルが起こったときに、結構重要なポイントになると思う。現状でも更新登録の受理や更新登録することは問題ないと思うが、登記の目的欄に、定款に記載の文言を追加するよう検討願いたい。

【山田会長】

運輸局に更新申請書類を出すに当たって、定款の写しと登記簿の内容が一致していないと進まないということか。

【門井委員】

そうは言っていない。このままの書類で申請は可能だが、法務局への申請は別途ご対応いただき、更新登録の申請の際にそのことについても確認させていただきたい。必要性自体を重要視し、利用者の方も確かにいるので更新は協議が整う方向で進めるので良いと思う。

【国際福祉環境推進機構 藤本氏】

後ほど詳細について教えていただきたい。

【門井委員】

了解した。

【山田会長】

門井委員の話もあるので、団体の代表者と協議をし、手続きを進めるようお願いしたい。他に意見が無ければ、協議会として協議が整ったということによろしいか。

【全員】

了承。

【山田会長】

次に、「ヒューマンハーバー世田谷」の更新について協議を行う。

■ヒューマンハーバー世田谷

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

- ・1995年、ひまわりの集いという地域の障害者の集まりから始まり、その中から要望で迎えに来てほしい、送ってほしいということから送迎サービスを始めた。
- ・ほとんどが手帳をお持ちの方だが、手帳を持たずケガ等で歩行困難な方もいる。
- ・アルコールチェックは機械を使って行っている。健康診断は、高齢の方が多いため自ら進んで受診している。
- ・事故はほとんどなく、保険もフルカバーで入っているので相手がいれば保険会社で対応してもらえる。
- ・車内掲示は、パンフレットを車の中に入れている。話があればパンフレットを基に話をしたり、事務所に電話をいただいた際は簡単な見積もりを出している。
- ・会員はほとんど利用者からの口コミで集まっている。

【山田会長】

ご意見、ご質問等あるか。

【門井委員】

運輸局で把握している車両台数から増えているので、車両が増えた時点で変更届の提出をお願いしたい。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

増えているとしたら持ち込み車両だと思う。了解した。

【門井委員】

旅客の範囲はすべて登録するという事で良いか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

願います。

【門井委員】

点呼について、運行管理の責任者は両方ともドライバーの方だが、この方たちが運転する場合はどのように点呼をとっているか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

互いにやっている。代表者の隅氏が事務所にいるので、代表者が確認する。運行管理の責任者の欄に代表者が抜けているので追記する。

【門井委員】

3名体制ということで了解した。また、車両5両以上のため、資格が必要になるが、3名とも持っているか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

警察の安全運転管理者講習を受けているが、隅氏が切れていると思うので、今後一般講習を受ける予定でいる。

【門井委員】

お願いしたい。車の任意保険について、1台個人契約になっているが、間違いなく保険が適用されるということで良いか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

ヒューマンハーバー世田谷の車両ということで登録しているので問題ない。

【門井委員】

持ち込み車両の中で、使用車とヒューマンハーバー世田谷との契約書で提供車両ナンバーが抜けているものがあるので、必ず原本を追記して、そのコピーを取って添付するようお願いしたい。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

了解した。

【吉村委員】

車両について、スロープ車というのは車いすが乗るタイプか。固定装置もついているのか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

ノアの8人乗りで一番後ろのサードシートが畳まれて車いすが乗れる。固定装置もついている。

【吉村委員】

車検証にそのことは記載されないのか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

8ナンバー登録だと記載されるが、そのためには可動式のいすを取り外さなければならず、8人乗りではなくなるため、家族みんなで乗りたい、といった場合に対応できなくなる。そのため、5ナンバー登録のままにしている。そのタイプがいくつかある。

【吉村委員】

料金改定については、令和5年度は令和4年度にはあった補助金が無くなることと変動経費の増により、運賃を値上げすることだと思う。変動経費については、この間、ガソリン代等色々なものの経費が上がっていてそもそも赤字になっていたということなのだろうが、本日配られた資料には「令和5年度は車検台数が多いので、

変動経費が増える見込み」と書かれている。そうすると、車検が少ない年度はこんなに値上げをしなくても良いという風に見えるが、いかがか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

車検台数の多い令和5年度はドライバー手数料を少なくする予定でいる。ただ、車検が少ないからと言って多いときのためにプールしておく必要もあるので、車検に合わせて収支を考えているのではなく、全体的な予算の中で手数料を左右させており、車検がないと手数料を上げるといった風に考えられては困る。

【浅岡委員】

整備費は今全体的に上がっており、ほかの経費も上がっている。物価高騰は実感ではなく資料にガソリン経費の試算のデータも出ている。単年度だけで見ずに大変な部分を理解してあげてほしい。

【吉村委員】

もう一点、利用者名簿にドライバーが入っているのはなぜか。ドライバーはイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トのどれにも当てはまらず、利用者ではないのではないか。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

提出した名簿は移送だけでない全ての会員が載っており、ドライバーも年会費を払っているため含まれている。

【門井委員】

更新登録に添付する名簿は旅客の方だけ載せていただければ良い。

【ヒューマンハーバー世田谷 宇津木氏・石井氏】

了解した。ドライバーは除いたものを提出する。

【山田会長】

他に意見が無ければ、協議会として協議が整ったということによろしいか。

【全員】

了承。

【山田会長】

次に、「はあと世田谷」の料金改定について協議を行う。

■はあと世田谷

【はあと世田谷 御園生氏】

- ・昨年10月に居宅事業所を閉鎖し、それと同時にガソリン代等の経費が急増し、経済的に非常に負担が大きくなったため、急遽値上げを申請するものである。

【はあと世田谷 井坂氏】

- ・営業方針は安全・安心・安価である。今年で18年になるが、地域の皆さんの手助けをしたいという理事長の強い気持ちから安価でずっと繋いできている。
- ・価格変更の理由として、ガソリン、整備費、光熱水費の高騰がある。
- ・対価の変更点としては、特に基本利用料について3km以下、100円値上げの600円、4kmから8kmは100円値上げの1200円、9km以上はキロ単価を20円上げ、140円としたい。値上げ率としてはタクシー会社の14.6%に対し、私どもは8km以下は20%、10km以上は16%の値上げとなる。
- ・今年度の収支の見込みは、売り上げが減った分100万円以上の赤字になる。

- ・対価の変更により、トリップ数から利益の見込みをだすと、136万円くらいになる。
- ・対価の比較表についても、タクシー業者の概ね2分の1以下になっている。

【山田会長】

ご意見、ご質問等あるか。

特に意見が無ければ、協議会として協議が整ったということによろしいか。

【全員】

了承。

【山田課長】

以上で協議団体の協議を終了した。

他にご意見等がなければ以上で運営協議会を閉会する。

<閉会> 16時28分終了